



島根県報

平成22年11月 5 日（金）

号外 第 178 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	2
財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置	9
行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	30

監 査 委 員 公 表**島根県監査委員公表第6号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成20年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会委員長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成22年11月 5 日

島根県監査委員 井 田 徳 義
同 和 田 章 一 郎
同 法 正 良 一
同 山 川 博 司

平成20年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
<p>1 一般会計及び特別会計</p> <p>(1) 農林水産部</p> <p>① 契約事務が適当でないもの</p> <p>濃硫酸の処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第3号により契約書を作成しなければならないにもかかわらず、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務委託契約書が作成されていなかった。</p> <p>(東部農林振興センター松江家畜衛生部)</p> <p>② 不法占用されているもの</p> <p>平成18年度監査で指摘したにもかかわらず、浜田漁港施設において占用許可を受けず不法占用となっている建物等が、依然として存在している。</p> <p>(浜田水産事務所)</p>	<p>① 契約事務が適当でないもの</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第3号の規定を遵守し、今後適正な執行に努める。</p> <p>② 不法占用されているもの</p> <p>不法占用の解消を図るため、不法占用者に対し、平成22年3月30日付けで島根県漁港管理条例第12条の規定に基づく工作物（建物等）除去命令を発した。（履行期限9月29日）</p> <p>不法占用者は4月20日、漁港漁場整備法に基づく審査請求を農林水産大臣に行い、現在、審査されているところである。</p> <p>命令が履行されない場合は、大臣の裁決を踏まえ、訴訟等を検討し不法占用の解消に努める。</p>
<p>(2) 土木部</p> <p>① 契約事務が適当でないもの</p> <p>しまね建築・住宅コンクールパンフレット作成印刷製本契約（契約金額420,000円）について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていなかった。</p> <p>(建築住宅課)</p>	<p>① 契約事務が適当でないもの</p> <p>指摘のあったとおり、会計規則に則した契約事務を行うよう改善する。</p>
(3) 教育委員会	

<p>① 支出事務が適当でないもの ノートパソコン賃借料について平成20年度予算により四半期ごとに分割支払いがされていたが、第4四半期分の賃借料が平成21年度予算から支払われていた。 (文化財課)</p>	<p>① 支出事務が適当でないもの 「島根県会計規則の運用について」第32条の3関係をふまえ、分割払いを条件とする契約については、確実に支出負担行為を起票する。 また、新旧年度の支払が混在する出納整理期間中においては、会計年度に誤りがないか重点的に確認し、審査確認事務に一層の万全を期す。</p>
<p>② 契約事務が適当でないもの 危険物保管庫設置契約（契約金額313,740円）について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていないかった。 (矢上高等学校)</p>	<p>② 契約事務が適当でないもの 今後は会計規則を遵守し、適切な事務処理に努める。</p>

平成20年度会計定期監査結果報告書「添付意見」に係る処理方針等

添 付 意 見	処理方針・措置状況
<p>I 一般会計及び特別会計</p> <p>1 債権管理について</p> <p>平成20年度における県税以外のいわゆる税外収入（負担金、使用料、貸付金等）に係る未収金は、総額では23億1千万円余（うち一般会計分1億3千万円余、中小企業近代化資金貸付金19億2千万円余、母子・寡婦福祉資金貸付金2億円余等）にのぼっている。</p> <p>債権管理事務については、健康福祉部における一部貸付金の管理事務について不適切事案が明らかになり、また個別の債権管理事務では複数の部局で、督促状の発送、債権管理簿の整理等において、島根県会計規則等に基づく取扱いがされていない事例も見受けられたところである。</p> <p>については、適切な債権管理に向けて、昨年度策定された「島根県債権管理マニュアル」の更なる周知、徹底を図るとともに、マニュアルに記載された債権回収方法の実効性を高めるための具体的方策について検討されたい。</p> <p>一方、個別の債権のなかには、消滅時効の期間が経過したものの時効の援用がなされない債権や、債務者の死亡・行方不明、破産・解散等により回収・整理が事実上困難になっている事例も見受けられるところである。</p> <p>回収が困難で、かつ、回収を取りやめることが真にやむを得ないと認められる債権については、あくまで回収することが原則ではあるが、より効果的な債権管</p>	<p>(各部主管課、出納局)</p> <p>「島根県債権管理マニュアル」に沿った適切な事務処理及び個別の債権管理マニュアルの作成や見直し等について、部内各課に周知した。</p> <p>また、部内各課においては、滞納の初期段階における迅速な対応や相手方の状況把握など、適切な債権管理業務に努める。</p> <p>(各部主管課)</p> <p>債権管理に関する重要事項を全庁的な観点から審査・協議を行う機関として新たに「島根県債権管理会議」を本年7月に設置した。</p> <p>(会長＝副知事、委員＝各部局長、専門部会＝関係各課長)</p> <p>今後、この「島根県債権管理会議」において、債権の権利の放棄及び不納欠損処分に係る統一的な基準の策定や、債権管理業務の外部委託の在り方などを始めとする債権管理の適正を期すための全庁的な取組を進めていくこととしている。</p> <p>なお、7月30日には第1回会議を開催し課題解決に向けた検討を始めている。</p> <p>(出納局)</p> <p>(教育庁総務課)</p> <p>債権は一種の資産であることから、その管理を適正に行うことは極めて重要なことであると認識している。</p> <p>教育委員会の扱う主な債権のひとつに高等学校授業料</p>

理に資するため、他県における取扱い事例等も参考にしながら、債権放棄や不納欠損処分に係る統一かつ明確な基準のもとに、適切な運用を図ることができる債権整理の仕組みづくりについても検討されたい。

また、各部局にあつては、必要に応じて個別の債権管理マニュアルの作成や見直しを行うとともに、滞納の初期段階における迅速な対応や滞納者の状況把握、交渉経過の記録の整理など、実態に応じた適切な債権管理業務に努められたい。

がある。これにかかる未収債権は平成22年5月末時点で約730万円余にのぼっているが、平成18年度に策定した「授業料未納に対する取扱要領」による適切な債権管理に努めている。

債権管理所属は各県立高校となるが、同要領においては督促状や催告状等の標準書式や送付時期を明示した実務的かつ具体的なものとなっており、各高校による対応の統一化、事務の合理化が図られているものと考えている。

一方で、未収に至る原因、状況は各生徒（保護者）毎に様々であり、要領による一定の統一化、合理化を図りながらも、事例毎に随時相談しながら学校現場におけるきめ細やかな対応を行っている。

なお、国のいわゆる「公立高校授業料無償化施策」により、新たに未収金の生じる可能性がほとんどなくなったことから、過去の未収金について引き続き従来どおりの取組を継続していく。

その他の主な債権として、奨学資金を中心とした種々の貸付金がある。その大部分は、「教育委員会奨学資金貸付金」、「高等学校奨学資金貸付金」であるが、この両者ともすでに貸付制度自体は終了しており、回収のみを行っている状況である。

これらについては、平成22年5月末時点で、過年度の未収債権が4千万円余、今後返還予定の債権が3億6千万円余という膨大なものであるが、現在は「教育委員会奨学資金貸付金」のみ財務電算システムと連携したサブシステムによる管理を行っている。

平成23年度からは新たなシステムの導入を予定しており、「高等学校奨学資金貸付金」の管理についても同システムに移行し、両奨学金を一元的にシステム管理するとともに、既存システムからの機能拡充により、より効率的で確実な債権管理を行うよう考えているが、特に新システムにおいては滞納初期段階における発見が容易となるような機能を付与することから、回収不能の未然防止に大きく効果があるものと期待している。

また、システム導入までの対応として、従来項目ごとに整理されていた異動情報や調定・納入状況などを、債権者ごとにファイル整理することで、債権者情報と納入情報を個々の債権者ごとに一元管理できるよう改めたところである。

上記に例示した債権以外も含め、債権管理全般について、今後いっそうの適正化を図っていくよう考えてい

	<p>る。</p> <p>平成22年6月には、債権管理事務の引き継ぎにおける所属長の確認を徹底するよう、引継書の書式を盛り込んだ通知を各所属に発出し、債権管理の適正化に係る指導を行ったところである。</p> <p>なお、債権管理の適正を期するための全庁的な取組として、「島根県債権管理会議」が本年7月に改組設置され、債権放棄や不納欠損の基準の検討等が始められたところであるが、同会議には委員として教育長も参画していることから、今後とも知事部局との連携により、適正な債権管理に取り組んでいきたいと考えている。</p> <p>(警察本部)</p> <p>警察における未収金については、訴訟費用償還金と放置違反金にかかるものがあるが、いずれも、島根県会計規則及び出納局が作成した「島根県債権管理マニュアル」に基づき、債権管理簿の作成、督促等、規定に則った債権管理業務を行っている。</p> <p>なお、放置違反金については、上記規定のほか、個別に作成しているマニュアルに基づき、督促や強制徴収を行い、未収金の徴収に努めている。</p> <p>今後とも、引き続き実態に応じた適切な債権管理業務に努めることとしている。</p>
<p>2 不用なパソコンの集中処分について</p> <p>行政ネットワーク用パソコンの調達は、出納局会計課において各所属の希望台数をとりまとめるうえ、集中調達を行うことにより経費の節減及び事務の効率化が図られている。</p> <p>一方、不用なパソコンの処分については、各所属において物品管理者が不用の決定を行い処分することとなっているが、経費がかかることやデータ消去の課題等から、既に使用されていないにもかかわらず廃棄処分を行わずに保管されている事例が見受けられた。</p> <p>また、パソコンには金や白金、銅、パラジウム、ニッケルなど多くの希少な金属が含まれていることから、不用となったパソコンをとりまとめて処分することによって、収入を計上した事例もあった。</p> <p>については、廃棄処分に係る事務の効率化と経費の節減等を図るとともに、情報セキュリティの観点から格納されているデータの確実な消去を行うため、不用なパソコンの集中処分について検討されたい。</p>	<p>(各部主管課、出納局)</p> <p>(1) 廃棄に係る事務の効率化と経費の節減について</p> <p>非常に厳しい財政状況の中、事務の効率化と経費の節減・収入の確保は必要不可欠なことであると認識している。</p> <p>パソコンの処分については、監査の指摘も踏まえ、既に平成21年度においても一部の所属において不用パソコンの売却により、経費の節減・収入の確保を図っているところである。</p> <p>パソコンを保有する所属は地理的に分散しているので、回収するための手間や経費がかかるなど一括集中処分が事務の効率化や経費の節減につながらない場合もあるが、これまでの処分による経費節減や収入確保を行った所属の情報（発注方法や仕様など）を県全体で共有し、各部局において可能な範囲で集中処分等による経費の節減に努める。</p> <p>なお、県においては、「財政健全化基本方針」（H19.10策定）において、県民サービスに充てる財源をできるだけ確保するため行政の効率化・スリム化に取り組むこととしており、そのための具体的施策とし</p>

て、内部管理事務を対象とした事務プロセスの見直し等による事務の簡素化・効率化等の検討を行い、「内部管理事務改革基本計画」を策定した。

その中で情報システム管理事務については下記のとおり実施していくこととしている。

(改革期間：H23～H25 可能なものから順次実施)

○ 情報システム管理事務

① 情報政策課において共通情報基盤（ハード）を整備し、特殊なものを除く情報システム（ソフト）を順次この上に載せ替え、運用・保守管理を標準化していくとともに、調達・運用・保守管理事務を情報政策課に集中化することにより事務を効率化する。

② 情報政策課で行政パソコンを一括調達・管理することにより、事務を効率化する。

(2) 情報セキュリティの確保について

島根県情報セキュリティポリシーに基づき、パソコンの廃棄・再利用に際しては記録された情報を完全に消去することとしている。

このため、既に平成19年に各所属にデータ消去ソフトを配布し、パソコンの廃棄・再利用に際してはデータを完全に消去するよう指導している。（平成19年5月31日付け情号外「データ消去ソフト『ピーマンPRO』の配布について」～情報政策課長から各所属長あて）

また、電源が入らないパソコン等については、電磁波によりデータ消去を行う装置を情報政策課で購入し、必要な所属へ貸し出しを行うこととしている。

(平成21年4月7日付け情第9号)

なお、再度注意喚起を促すため、今年度の一括調達パソコンの納品時期にあわせて同様の通知を行った。

(教育庁総務課)

非常に厳しい財政状況の中、事務の効率化と経費の節減・収入の確保は必要不可欠なことでありと認識している。

パソコンの処分については、監査の指摘も踏まえ、既に平成21年度においても一部の所属において不用パソコンの売却により、経費の節減・収入の確保を図っているところである。

パソコンを保有する所属は地理的に分散しているため、改修するための手間や経費がかかるなど一括集中処分が事務の効率化や経費の節減につながらない場合もあ

	<p>るが、これまでの処分による経費節減や収入確保を行った所属の情報（発注方法や仕様など）を県全体で共有するとともに、教育委員会においても可能な範囲で集中処分等による経費の節減に努めたい。</p> <p>なお、教育委員会では、本庁を中心に約200台の不要パソコンの処分を一括契約し10月末までに完了する予定であり、引き続き地方機関での取り組みを進める考えである。</p> <p>(警察本部)</p> <p>警察では、警察本部及び県下各警察署で不用となったパソコンを一括とりまとめ、情報管理課においてデータ消去を実施した後、処理業者に処分を委託しており、今後も引き続き、集中処分を実施することとしている。</p>
<p>3 看護師の確保対策について</p> <p>平成18年度の診療報酬改定で、手厚い看護体制を敷いている医療機関を評価するとともに急性期入院医療での在院日数を短縮することを目的として、入院患者7人に対し1人の看護師を配置する「7対1」の看護基準が新設され、1人1日入院当たりの診療報酬の基本点数（1点＝10円）は、従来の最高であった看護基準「10対1」の1,269点から286点増加し1,555点となった。このように点数の高い「7対1」看護基準の導入は病院経営の安定にも寄与することから、全国的に看護師の獲得競争が過熱し、地方での看護師不足に拍車がかかる事態が生じている。</p> <p>本県においても、離島・中山間地域や中小病院を中心に従来から看護師の確保が困難な状況があったが、新たな「7対1」看護基準の導入などにより、看護師不足による病棟休止など医療機能に深刻な支障が生じている圏域もあり、地域の実情を踏まえ、地域と連携した対策に取り組むことが急務となっている。</p> <p>こうした中、県では、平成21年度に全医療機関等を対象として看護職員の需給にかかる実態調査を実施し、平成22年度に「第7次看護職員需給見通し」を策定する予定である。また、有識者会議を設置して、看護職員需給見通しの策定や看護職員確保対策の検討を行うこととしている。</p> <p>ついでには、看護職員の需給見通しにより、圏域ごとの現状、課題を抽出整理し、養成機関、県看護協会、医療機関、市町村等の関係機関や団体と連携を図り、平成21年度中に設置される予定の地域医療再生基金（仮称）を活用して、効果的な看護師確保対策の取組を一層強化さ</p>	<p>(医療政策課)</p> <p>島根県看護職員需給見通し等に関する検討委員会での検討を経て、平成22年2月に「中間まとめ」として平成27年までの看護職員の需要・供給の見通しを取りまとめた。</p> <p>平成22年12月の第7次島根県看護職員需給見通しの決定に向けて、引き続き検討委員会で看護職員確保対策について検討することとしている。</p> <p>また、「県内養成機関への入学の促進」、「県内就業の促進」、「離職防止」、「再就業の促進」の4つの観点で確保対策に取り組んでいるところであるが、平成22年度は、地域医療再生基金を活用して看護師、助産師向けの修学資金の特別枠を設けるなど対策を強化したところである。</p>

<p>りたい。</p> <p>4 研修環境の改善について</p> <p>厳しい財政状況を受け職員定数削減が進められる中、多様化・高度化する県民ニーズへの適切な対応や地方分権の担い手となる人材の育成が大きな課題となっており、職員個々の能力アップのため研修の重要性が増してきている。そうした中で、自治研修所の果たす役割は一層大きいものとなっている。</p> <p>現在、自治研修所においては、島根県教育センターと施設を共用して、全県的な研修をはじめ各種の研修を行っているが、研修が重なった日には駐車場が不足し、時には研修センター前の狭い市道に車の列ができ、職員が車両整理を行ったり周辺の市営駐車場を案内するなどの対応を行っている。</p> <p>研修センターの駐車可能台数は、センター敷地内80台、東側の旧副知事公舎跡地20台の計100台であるが、研修センターでは年間約15,000人の受講があり、この内、研修生が100人を超える日が約60日（平成20年度実績）にもなっている。</p> <p>については、東側の旧副知事公舎跡地1,418㎡のうち、元庭などの未利用部分約900㎡を駐車場として活用するなど、研修環境の改善を図りたい。</p>	<p>(自治研修所)</p> <p>研修センターの駐車場については、旧副知事公舎跡地を駐車場として拡張整備し、従来より25台増の計45台が収容可能な第2駐車場として、平成22年7月から使用している。</p> <p>以降、ほぼ完全に、センター管理の敷地内で、全ての受講者の駐車が可能となった。</p> <p>また、この拡張に併せ、本館駐車場への順番待ち車両による市道渋滞の回避、場内の安全性確保及び車両駐車の見込まれる場合には、本館側に余裕を残したままで、第2駐車場の利用に踏み切ることとしている。</p> <p>このように、研修受講の往来に便宜を図り、施設利用の利便性を確保することで、受講者の負担を軽減し、研修環境の改善を図っている。</p>
<p>5 タクシーチケットの適正管理について</p> <p>公務遂行におけるタクシー使用については、効率的な業務執行や災害等への迅速な対応など具体的な事情に応じ所属長が判断することとされており（平成10年9月28日人発第138号）、職員は使用承認（報告）簿に用務その他所要の事項を記入のうえ、あらかじめ所属長の承認を得ることとなっている。しかし、ここ数年、承認手続きを行わずにタクシーチケットが交付されたり、交付されたチケットを紛失した事例が見受けられた。</p> <p>タクシーチケットの不適切な管理はタクシーの不正利用を誘発する原因にもなりかねないので、チケットの適正管理について注意を喚起するとともに、適正な使用の徹底を図りたい。</p>	<p>(人事課)</p> <p>タクシーチケットの適正管理を図るための取扱方法を新たに追加するとともに、適正な使用の徹底について改めて通知した。</p> <p><H22.2.9 人第1011号 総務部長通知></p> <p>(管理方法の改正点)</p> <p>(1) タクシーチケット使用承認（報告）簿は、あらかじめチケットNo欄にチケット番号を番号順に記載の上、使用すること。</p> <p>(2) 所属長等は、上記(1)による使用手続の有無を確認の上、職員にタクシーチケットを交付すること。</p> <p>(3) タクシーチケットを使用しなかった場合は、タクシーチケット使用承認（報告）簿の使用報告欄に理由を朱書きの上、変更承認を得るとともに、速やかに所属長等に返還すること。</p> <p>(4) 所属長等は、交付したタクシーチケットをその使用の有無にかかわらず、当該チケット番号が記載された使用承認（報告）簿の裏面に貼付するとともに、チケット貼付確認者欄に押印すること。</p> <p>(5) タクシーチケットを紛失した場合は、ただちにチケ</p>

ットの発行元に当該チケットの登録番号、冊番、枝番を連絡し、その使用差し止めを依頼すること。

島根県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成21年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事及び島根県教育委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成22年11月5日

島根県監査委員 井 田 徳 義
同 和 田 章 一 郎
同 法 正 良 一
同 山 川 博 司

平成21年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容について

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>I 総括</p> <p>1 運営の合理化に資する意見</p> <p>(1) 補助金等の財政的援助団体に関するもの</p> <p>① 所管課に対する意見</p> <p>ア 補助金等の実績確認について</p> <p>補助金等の額を確定する場合においては、補助金等交付規則第11条等に定めるところにより、補助事業者等が提出する補助事業等に係る実績報告書や添付書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査することとなっている。</p> <p>補助金等の適正な執行を確保し、県民への説明責任を果たしていく上において、その実績確認は重要な行為であるが、今回監査した補助金等の一部では実績確認が十分に行われていない状況が見受けられた。</p> <p>については、補助事業者等から提出された実績報告書等の書類の審査だけでは実績を確認することができない場合には、補助事業者等に対して証拠資料の追加提出を求めたり、現地調査を実施するなどにより、その実績確認を適切に行うようにされたい。</p>	<p>ア 補助金等の実績確認について</p> <p>(総務部総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立大学法人島根県立大学 <p>平成21年度実績報告分から、毎年度行っている大学の評価に伴う現地調査の際、補助金に係る調査を行うなど適切な実績確認を実施することとした。</p> <p>(地域政策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団法人ふるさと島根定住財団 <p>事業実績の確認に必要な書類を求め、審査を行うのに加えて、補助事業者が事業を実施する際、必要に応じて実際に参加するなど実績確認を適切に実施した。</p> <p>(市町村課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団法人島根県市町村振興協会 <p>平成21年度分市町村振興交付金実績報告より、現地検収を実施することとした。</p> <p><参考></p> <p>平成22年4月1日 平成21年度分実績報告提出 同年4月27日 現地検収 同年4月30日 確定</p>

(交通対策課)

- ・ 社団法人島根県トラック協会

補助事業者から提出された実績報告書の審査に当たっては、現地調査を実施し証拠資料等の確認を行った上で適切に執行している。

今後も、適切に執行していく。

(自然環境課)

- ・ 財団法人しまね自然と環境財団

補助事業者の実績確認については、現地調査を実施し証拠資料等の確認を行っている。

(医療政策課)

- ・ 財団法人島根県環境保健公社

補助金の実績確認については、必要に応じて資料を求めるなど、引き続き適切な実施に努める。

(健康推進課)

- ・ 社団法人島根県医師会

団体に対しては実地調査を行い、適正に執行されているかの実績確認を行っており、平成21年度は平成22年 3月26日に実施した。

(農畜産振興課)

- ・ 社団法人島根県畜産振興協会

平成20年度下記補助金について、補助金検査及び額の確定通知を送付しており、補助金等交付規則に基づき適正に処理を行った。

なお、平成21年度下記補助金についても、同様に検査及び額の確定通知を発出し、適正に処理している。

<参考>

■ 肉用牛子牛価格安定対策事業補助金（平成20年度・平成21年度）

- | | | |
|--------|---|-------------|
| □ 実績報告 | H20 | 平成21年 1月21日 |
| | H21 | 平成22年 2月16日 |
| □ 検査日 | H20 | 平成21年 2月19日 |
| | H21 | 平成22年 3月31日 |
| □ 確定日 | H20 | 平成21年 2月20日 |
| | H21 | 平成22年 6月22日 |
| □ 参考資料 | 合計残高試算表 | |

(水産課)

・漁業協同組合 J F しまね

平成20年度における財政的援助団体に対する補助金等について、下記のとおり検査を実施しており、補助金等交付規則に基づき適正に処理を行った。

<参考>

■島根県漁業近代化資金等利子補給金（平成20年度・平成21年度）

□検査日 H20 平成20年 7月25日
平成21年 2月 9日

H21 平成21年 7月15日
平成22年 1月15日

□確定日 H20 平成20年 7月25日
平成21年 2月 9日

H21 平成21年 7月15日
平成22年 1月20日

□参考資料 利子補給申請書、貸付台帳

■漁業用燃油使用効率化推進事業補助金（平成20年度・平成21年度）

□実績報告 H20 平成21年 3月31日
H21 平成22年 3月31日

□検査日 H20 平成21年 3月30日
H21 平成22年 3月31日

□確定日 H20 平成21年 3月31日
H21 平成22年 3月31日

□参考資料 実績報告書、事業実施前後の船体写真、経費支出先からの領収書

■漁業災害復旧資金利子補給金（平成20年度・平成21年度）

□検査日 H20 平成20年 7月25日
平成21年 2月 9日

H21 平成21年 7月15日
平成22年 1月15日

□確定日 H20 平成20年 7月25日
平成21年 2月 9日

H21 平成21年 7月15日
平成22年 1月20日

□参考資料 利子補給申請書、貸付台帳

■新規漁業就業者確保育成事業費補助金（平成20年度・平成21年度）

□実績報告 H20 平成21年 3月31日
H21 平成22年 3月31日

□検査日 **H20** 平成21年3月31日

H21 平成22年3月31日

□確定日 **H20** 平成21年3月31日

H21 平成22年3月31日

□参考資料 実績報告書、研修実施中の写真、
経費支出先からの領収書

■農林水産業・省エネルギー対策事業費補助金
(平成20年度)

□実績報告 **H20** 平成21年1月5日

□検査日 **H20** 平成21年1月13日

□確定日 **H20** 平成21年1月21日

□参考資料 実績報告書、事業実施前後の船体
写真、経費支出先からの領収書

■強い水産業づくり交付金(平成20年度・平成21
年度)

□実績報告 **H20** 平成21年3月31日

H21 平成22年3月31日

□検査日 **H20** 平成21年3月31日

H21 平成22年3月31日

□確定日 **H20** 平成21年3月31日

H21 平成22年3月31日

□参考資料 実績報告書、会議開催に係る書類

(観光振興課)

・社団法人島根県観光連盟

補助金の実績確認に当たっては、現地にて総勘定
元帳等の証拠書類の確認などの検査を行い、実績を
十分に確認している。

今後とも実績確認を適切に実施する。

※補助金名 島根県観光連盟補助金

(中小企業課)

・島根県中小企業団体中央会

補助金の実績確認に当たっては、各補助金交付先
へ出向いて補助事業者からの実績報告書の内容につ
いて事業実施結果及び関係帳簿等証拠書類の確認を
行い、必要な補正を施した上で補助金額の確定を行
っている。

今後とも実績確認を適切に実施する。

※補助金名 島根県中小企業連携組織対策事業費
補助金

・まつえ北商工会、まつえ南商工会、飯南町商工

(2) 出資団体に関するもの

① 団体に対する意見

ア 新公益法人制度への対応について

従来の社団法人及び財団法人（新制度施行後は特例民法法人）は、平成20年12月1日に施行された新しい公益法人制度に関する法律注2に基づき、その施行後5年以内に、一般社団法人又は一般財団法人として認可を受けて存続するか、公益性の認定を得て公益社団法人又は公益財団法人を目指すか選択する必要がある。これらのいずれにも認められない場合や認定・認可の申請を行わない場合は解散とみなされることになっている。

今回は出資団体として1つの社団法人と9つの財団法人について監査を実施したが、このうち2団体では理事会等において公益認定法人へ移行する方針を決定していた。

また、各団体では、新公益法人制度に向けて個別・具体の課題の整理や検討に取り組んでいるが、公益認定基準への対応、理事や評議員の選任を含めた執行体制のあり方、新たな公益法人会計基準への対応など、早急に検討すべき重要な課題が多く見られたところである。

については、引き続き情報の収集に努め、理事会等における十分な議論を通じて新公益法人制度に向けた適切な対応が図られるよう準備を進められたい。

注2) 平成20年12月1日に施行された新しい公益法人制度に関する法律

○「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

会、出雲商工会及び銀の道商工会

補助金の実績確認に当たっては、各補助金交付先へ出向いて補助事業者からの実績報告書の内容について事業実施結果及び関係帳簿等証拠書類の確認を行い、必要な補正を施した上で補助金額の確定を行っている。

今後とも実績確認を適切に実施する。

※補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

ア 新公益法人制度への対応について

(財団法人しまね海洋館)

法人のあり方、移行の方向性等について議論するため、平成22年7月に、財団内に公益法人移行検討委員会を設置した。

今後、アクアスを含めた石見海浜公園Dゾーン一帯が活性化されるような運営形態となるよう多角的に検討を行っていききたい。

(財団法人ふるさと島根定住財団)

平成22年3月の定例理事会・経営委員会において、新公益法人における財団運営の基本的事項として、平成23年4月1日からの移行に向けて公益認定申請をするという方針決定を行った。

この新法人への円滑な移行を実現するために、寄附行為を一部改正し、経営委員（会）を評議員（会）に名称変更するとともに理事及び評議員の定数変更を行うなど、移行認定申請に向けての準備を進めている。

今後、さらに理事会等で十分に議論を深め、新公益法人移行に向けて適切な対応を行うこととしている。

(財団法人しまね女性センター)

当財団は、公益財団法人への移行認定を目指すことにしており、申請に向けた準備を進めているところである。

平成22年度から新たな公益法人会計を見据えた科目での執行を始めており、また、6月の理事会では、公益財団法人へ向かうことの確認やスケジュールの概要について了解を得たところである。

しかし、認定基準等に係る課題も多いことから、専

- 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」
- 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

門的な意見や先行団体等の情報収集に努めるとともに、所管課及び公益法人制度担当課と協議しながら手続きを進めていく。

(財団法人島根県文化振興財団)

平成24年度に公益財団法人に移行すべく公益認定基準への対応、理事や評議員の選任等執行体制のあり方等について今後早急に検討を行うこととしている。

(財団法人しまね国際センター)

しまね国際センター公益法人認定検討委員会を設置し、認定に向けた課題を検討することとした。

中・四国各県の地域国際化協会は、本年度または来年度中の認定申請を予定しており当財団も検討委員会の答申を受け本年度または来年度の申請を目指している。

(財団法人しまね自然と環境財団)

当財団では、財団設立の趣旨、現在の事業内容に鑑み、「公益財団法人」を目指すこととし、平成22年末での公益認定申請を目指して準備を進めている。

このため平成21年度には、新公益法人会計基準を導入したほか、方針を決定するための経営シミュレーション、メリット・デメリットの洗い出しを行い、理事会・経営委員会に諮り方針を議決した。

現在は、新役員体制及び定款変更案の検討を進めている。

(財団法人島根県環境保健公社)

平成22年6月23日に開催した評議員会・理事会において、公益財団法人への移行についての考え方及び方向性を説明したところである。

実際の作業については、必要に応じて役員会に諮ったうえで適切な対応に努める。

(社団法人島根県畜産振興協会)

当協会では、有識者による新公益法人移行検討委員会を設置し(平成21年6月)、平成23年度中の移行を目指すこととしている。これまで委員会を2回開催し、基本的な方向や定款変更案の協議等を行ってきた。

今後は、理事構成のあり方や、会計基準の変更に伴

う財務・会計業務の具体的検討を進めることとしている。

(財団法人島根県石央地域地場産業振興センター)

現在、一般財団法人、公益財団法人のどちらに移行するか検討中である。

- ・平成21年度に一般財団法人への移行を試算した。
- ・公益財団法人としての可能性もあるので、両案を比較してから最終判断を行うよう、県総務部総務課からアドバイスを受け、平成22年8月までに公益法人としての試算を行い、再度、県に相談する予定である。
- ・平成23年3月までには江津市・島根県とともに方向性を決めていく予定である。
- ・移行認定・認可申請は平成24年度中を予定している。

(財団法人島根県建設技術センター)

公益法人への移行に向け、県内の団体、他県の類似団体、認定を受けた公益法人の情報収集に努め、県公益法人担当課及び県法人所管課とも協議を行うとともに、理事会、経営委員会で論議を行い、適切な対応を図る。

② 所管課に対する意見

ア 新公益法人制度への対応について

団体において新公益法人制度に向けた適切な対応が行われるよう、引き続き情報提供や指導を行うなど団体を支援されたい。

ア 新公益法人制度への対応について

【県の総括的な対応】

(総務部総務課)

新公益法人制度の周知を図るため、以下のとおり、平成20年度に引き続き公益法人を対象とした説明会及び個別相談会のほか職員を対象とした説明会を行っている。

<公益法人を対象とした説明会>

平成21年10月26日

益田市(芸術文化センター) 58人

平成21年10月29日

松江市(県民会館) 215人

<公益法人を対象とした個別相談会>

平成21年4月9日～平成22年7月12日(毎週火曜日等)

松江市(県庁) 延べ136法人

平成21年10月26日

益田市（芸術文化センター） 2 法人

平成22年 8 月 2 日～（毎週火曜日）

松江市（県庁）

<職員を対象とした説明会>

平成21年 8 月21日

県庁講堂 67人

平成22年 4 月22日

県庁講堂 58人

【個別の対応】

（地域政策課）

・財団法人しまね海洋館

法人のあり方、移行の方向性等について議論するため、平成22年7月に、財団内に検討のための委員会を設置した。

所管課である当課も当該委員会に参画し、今後、議論・検討を行うほか、円滑に移行できるよう必要な情報提供を行っていく。

・財団法人ふるさと島根定住財団

総務部総務課が開設する窓口相談に同席し、情報共有するとともに、進捗状況について適宜報告を求め、引き続き情報提供や指導を行うなど団体を支援していく。

（環境生活総務課）

・財団法人しまね女性センター

理事会・経営委員会（平成22年6月）において、公益財団法人を目指すこととして承認を受け、公益認定に向けた申請準備を進めている。

今後、（財）しまね女性センターが新公益法人制度に適切に対応できるよう、引き続き指導を行う。

（文化国際課）

・財団法人島根県文化振興財団

島根県文化振興財団を対象とした新公益法人制度移行に係る試算（シミュレーション）を行い、公益目的事業と収益事業、課題の整理等を始めたところである。今後は財団において新公益法人制度に向けた適切な対応が行われるよう、引き続き情報提供や指導を行う。

・財団法人しまね国際センター

平成22年5月に設けられた「公益法人認定検討委

員会」の委員として、これまで3回にわたり公益法人認定に向けた課題の整理や検討に加わってきた。

今後、(財)しまね国際センターが新公益法人制度に適切に対応できるよう、引き続き指導を行う。

(自然環境課)

- ・財団法人しまね自然と環境財団

理事会・経営委員会(H22年3月)において公益財団法人へ移行することを正式に決定し、公益認定に向けた手続きを進めている。

今後も(財)しまね自然と環境財団が新公益法人制度に円滑な移行ができるよう引き続き支援を行っていく。

(医療政策課)

- ・財団法人島根県環境保健公社

平成22年6月の公社評議員会・理事会において公益財団法人への移行についての考え方等が示されたところである。

団体において適切な対応が行われるよう、引き続き情報提供及び必要な支援に努める。

(農畜産振興課)

- ・社団法人島根県畜産振興協会

島根県畜産振興協会の新公益法人移行検討委員会の検討の推移を注視し、適切に指導を行う。

<参考>

島根県畜産振興協会では、有識者による新公益法人移行検討委員会を設置し(平成21年6月)、移行に係る基本的方向等を検討している。これまで2回の検討を重ね、定款変更案の協議を行っている。

当課としては、当委員会の検討結果等を注視するとともに協会の希望する平成23年度中の移行を目指して適切な指導を行っている。

(産業振興課)

- ・財団法人島根県石央地域地場産業振興センター

財団法人島根県石央地域地場産業振興センターの意向を踏まえて、移行期間内に適切に移行できるよう、支援を行う。

(土木総務課)

(3) 公の施設の指定管理者に関するもの

① 所管課に対する意見

ア 指定管理業務の評価と県民への公表について

このことについては、平成19年度財政的援助団体等監査の結果報告における所管課に対する意見として、「団体の指定管理業務実績を客観的に評価する具体的な評価項目や評価基準などを設けて適正に評価し以後の改善に活かすとともに、業務の透明性確保の観点から、その結果を施設の利用者である県民に公表されたい。」と述べたところである。

これに対して、所管課では、「更なる施設の適正管理及びサービス向上に資するため、指定管理者からの業務実績報告に基づき運営に関する評価を行うことを検討する。」とし、平成22年度の指定管理業務から評価を実施し公表することとしている。

については、平成19年度財政的援助団体等監査の結果報告における意見の趣旨を踏まえて評価の仕組みを設け、その適切な運用を図るとともに評価の結果を活かして指定管理業務の改善に取り組み、県民サービスの一層の向上が図られるよう努められたい。

・財団法人島根県建設技術センター
公益財団法人へ円滑に移行できるよう、適切に指導していく。

ア 指定管理業務の評価と県民への公表について

【県の総括的な対応】

(人事課)

平成22年度更新の指定管理業務から、これまでの各種報告による業務状況のチェックに加え、業務実績報告に基づき運営に関する評価を行い（平成23年度実施）、施設の適正管理の確保や県民サービスの更なる向上を図ることとしている。

【個別の対応】

(地域政策課)

・財団法人しまね海洋館

人事課の指示に従い、今後、評価の仕組みを設け、適切な運用を図るとともに、評価の結果を活かして、施設の適正管理や県民サービスの更なる向上が図られるよう取り組むこととしている。

(環境生活総務課)

・財団法人しまね女性センター

人事課回答（運営の合理化に資する意見に対する措置状況）に基づいて取り組む。

(文化国際課)

・財団法人島根県文化振興財団

人事課回答（運営の合理化に資する意見に対する措置状況）に基づいて取り組む。

(自然環境課)

・財団法人しまね自然と環境財団

人事課回答（運営の合理化に資する意見に対する措置状況）に基づいて取り組む。

(社会教育課・文化財課)

・北陽ビル管理株式会社

平成22年度更新の指定管理業務から、これまでの

	<p>各種報告による業務状況のチェックに加え、業務実績報告に基づき運営に関する評価を行い（平成23年度実施）、施設の適正管理の確保や県民サービスの更なる向上を図ることとしている。</p>
<p>II 個別</p> <p>1 学校法人同志舎</p> <p style="text-align: center;">（所管課：総務部総務課）</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 団体に対する指導等について</p> <p>団体では、検察による不正摘発後、体制の立て直しを図るため理事、評議員等が一新されており、その新体制においては、内部統制を強化する観点から、理事会を定例的に開催し運営に係る協議・点検を行うとともに、事務局体制の強化を目指して諸規程の整備や教職員のコンプライアンス意識の向上などに取り組んでいる。</p> <p>また、団体では、近年学生数が大幅に減少し厳しい経営環境にあることから、経営の安定を目指して、学長や教員等による高校訪問、オープンキャンパスの強化、県外における入学アドバイザーの設置、地元市との連携による学生支援策の実施などの学生確保策に取り組んでいる。</p> <p>については、これらの取組が推進され、健全な運営が図られるよう団体への指導や助言等を行われたい。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 団体の健全な運営について</p> <p>所管課に対する運営の合理化に資する意見で述べたように、団体では、内部統制の強化や学生確保に向けた取組を積極的に行っているところである。</p>	<p>① 団体の運営に対する指導等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な学校運営が図られるよう、学校法人からの求めに応じて適切な助言を行う。 ・決算書の提出や現地調査等により、適切な状況把握に努める。 <p>① 団体の健全な運営について</p> <p>健全な運営のための最重点取組事項は、学生数の確保に向けた一層の努力に尽きるとの認識のもと、役職員が一丸となって下記のとおり学生確保のための諸施策を展開している。</p>

<p>ついては、今後も役員及び教職員が一体となってこれらの取組を推進し、健全な運営が図られるよう努められたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校訪問について、回数を増やす等の強化を図った。 ・ オープンキャンパスについて、開催頻度を高める等の充実を図った。 ・ 高校の先生等を対象とした高等学校連絡会を開催した。 ・ 教員による地域貢献広報活動を行った。 ・ ホームページのリニューアルや各種媒体等の活用による広報活動を展開した。 ・ 国家試験対策を強化し、合格率の向上を図った。 ・ 浜田市助成等による入学金の実質無料化や無利子奨学金の一部返還免除の制度化を図った。 <p>上記により、平成22年度の新入生は前年比プラス10名となり、5年ぶりに増加に転じた。</p> <p>今後も、引き続き内部統制の強化や学生確保に向けた取組を積極的に行うこととしている。</p>
<p>2 公立大学法人島根県立大学 (所管課：総務部総務課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 長期的視点に立った団体に対する評価と支援について</p> <p>団体では、県が示した6年間（平成19年度～平成24年度）における「学ぶ意欲を大切に、高めていく大学」、「地域に根ざし、地域に貢献する大学」等の中期目標を達成するため、中期計画を策定し、その推進に取り組んでいる。</p> <p>この中期計画に係る取組については、島根県公立大学法人評価委員会により、高い志願倍率や就職率の維持、経費節減や外部資金の獲得による自己財源比率の改善などの成果をあげている団体の業務運営の状況から、「中期目標の達成に向けて順調に進んでいる」と評価されている。</p> <p>一方、団体を取り巻く状況は、急速な少子化の影響により大学間の競争が激化することや、団体の財政的基盤を構成する運営費交付金の縮減が予定されているなど、今後ますます</p>	<p>① 長期的視点に立った団体に対する評価と支援について</p> <p>毎年度行う「公立大学法人評価委員会（委員長：山本島根大学学長）」の意見を聴きながら、適切な評価と支援に努める。</p>

す厳しくなるものと考えられる。

こうした状況の中で、団体は、本県における高等教育の拠点の一つとして、「地域に貢献する人材の育成」という重要な役割を担っており、その責務を果たしていくためには、長期的視点に立った取組が求められている。

については、団体が県民の期待に応じて安定的かつ持続的に人材育成に取り組むことができるよう、長期的な視点に立った評価とそれに基づく支援について考慮されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 中期計画の推進について

所管課に対する運営の合理化に資する意見で述べたように、中期計画に係る団体の取組状況は、「中期目標の達成に向けて順調に進んでいる」と評価されているが、団体を取り巻く状況は今後ますます厳しくなるものと考えられる。

については、引き続き徹底した歳出削減や外部資金の獲得による財政基盤の強化を図るとともに、中期目標の達成を目指し、全学一体となって中期計画の着実な推進に取り組まれない。

② 会計事務に係る規程の整備等について

団体では、契約事務等において、地理的に離れた各キャンパスにおける会計処理を効率的に行う必要があることなどの理由から、公立大学法人島根県立大学会計事務取扱規程等の会計事務に係る規程と異なる運用が一部行われていた。

また、謝金等の支出のように学内に統一基準がなく今後整備を行う必要があるものや、担当者の理解不足などにより適確な会計処理が行われていないものが見受けられた。

① 中期計画の推進について

中期計画に基づき、平成21年度においては、浜田キャンパスの包括管理業務委託の実施によるコスト節減を実施したほか、省エネルギー・省資源化の取組の推進による光熱水費節減を実施した。

また、学内の外部資金対策委員会を中心に、文部科学省の大学教育改革支援プログラム（GP）採択を目指して取り組み、平成21年度においては、継続中の6件に加えて新たに2件採択されるなど、外部資金の獲得に努めた。

こうした財政基盤強化の取組により、自己財源比率が44.5%から45.1%に上昇した。

引き続き中期目標の達成を目指し、全学一体となって中期計画の着実な推進に取り組むこととしている。

② 会計事務に係る規程の整備等について

監査指摘以後、会計事務に係る規程に基づく運用を適切に行っており、必要とされる規程の整備についても、法人内部において検討しているところである。

また、担当者に対する指導・研修については、引き続き充実に努めることとしている。

<p>については、これまでの会計処理の実態を踏まえ、会計事務に係る規程の整備を行うとともに、担当者に対する指導・研修の充実を図られたい。</p> <p>③ 内部統制の強化について</p> <p>団体では、法人内部監査人監査実施要領を策定し、理事長が指名する内部監査人によって内部監査（会計事務と業務に係る監査が含まれる。）を実施することとしている。平成20年度は6名の内部監査人が業務に係る監査を実施したが、会計事務に係る監査は実施されていない状況である。</p> <p>また、団体では、入学時に納付される大学後援会費、学友会費、同窓会費等と毎月納付される学寮費（団体の収入となる使用料を除く共益費、物品更新積立金及び寮自治会費）を管理しているが、監査や通帳等の定期的チェックが実施されていないなどの不十分な点が見られたところである。</p> <p>については、会計事務に係る内部監査を定期的実施するとともに、団体の収入としない納付金についても学内統一の取扱い基準を定めるなど適正な管理を行い、内部統制の強化を図られたい。</p>	<p>③ 内部統制の強化について</p> <p>平成21年度において、会計事務に係る内部監査を実施した。</p> <p>また、団体の収入としない納付金の取扱い基準については、法人内部において検討しているところである。</p>
<p>3 財団法人島根県市町村振興協会 (所管課：地域政策課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 基金の有効活用について</p> <p>団体では、市町村振興交付金のうち、オータムジャンボ宝くじに係る収益金を市町村に配分する一方、サマージャンボ宝くじに係る収益金については90%を基金として積み立て、その基金を活用し、低利での市町村への</p>	<p>① 基金の有効活用について</p> <p>基金については、現在、長期貸付事業や研修事業などを通じて有効活用しているところであるが、指摘された意見を踏まえ、引き続き、他県からの情報収集や市町村からの幅広いニーズの把握を行い、さらなる基金の有効活用に努めていく。</p>

<p>長期貸付事業や人材育成を目的とした市町村職員研修助成事業、市町村共通課題を解決するための事業への支援など、全県的な視野に立った市町村振興に取り組み、重要な役割を果たしている。</p> <p>近年においては、市町村職員研修助成事業を拡充するとともに、市町村共通課題支援事業として電子調達システム開発経費等の補助を行うなど、基金の活用に努めている。</p> <p>しかしながら、基金を管理している特別会計の正味財産は平成20年度末で68億円余（前年度比2億9千万円余の4.5%増）に達しており、毎年度の積立てなどにより増加する傾向にある。</p> <p>については、市町村の行政ニーズを十分踏まえ、他の都道府県等の状況も参考にしながら、基金の更なる有効活用について検討されたい。</p>	
<p>4 社団法人島根県観光連盟 (所管課：観光振興課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 事務局体制の強化について 平成20年度の事務事業の見直しにより、観光振興に対する県と団体の役割分担の整理が行われ、団体は、観光業者の資質向上や民間の主体的な取組に対する支援などを中心に観光振興を担うこととしている。一方、組織体制においては、専務、事務局長など団体役職員の県職員との兼務を段階的に解消する計画としている。</p> <p>については、団体の自立的運営に向けて、計画に沿った県職員の兼務解消を行いながら事務局体制の強化を図られたい。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p>	<p>① 事務局体制の強化について 次のとおり県職員の兼務を解消するとともに事務局体制を強化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専務理事 県職員の兼務に替えて、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づく職員派遣を行い、専務理事職を常勤化した。 ・事務局長 県職員の兼務を解消し、団体の職員を事務局長とした。

<p>5 島根県中小企業団体中央会 (所管課：中小企業課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 中小企業連携への取組支援の強化について 平成19年度財政的援助団体等監査の結果報告において、団体に対し「中小企業の多様な連携組織への支援について」の意見を述べたところであるが、団体においては、こうした意見等を踏まえ、平成21年度に事務局の組織再編を行い「連携支援課」を設置するなど支援体制を整備している。 については、専門的支援機関として多様な支援ニーズを把握するとともに、商工会議所、商工会等と更なる連携を図りながら、地域の中小企業連携組織の支援などに積極的に取り組まれない。</p>	<p>① 中小企業連携への取組支援の強化について 当会の本来事業は組合をはじめとする連携組織の支援が中心であり、その多様なニーズの把握のために今日まで巡回指導を行っているところであるが、より一層当会事業の重点項目として実施していくこととする。またその支援を行う上では商工会議所・商工会等他の支援機関との連携を図りながら実施している。 例えば、今年度よりは「中小企業応援センター」事業において</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新事業展開 ・創業、事業再生、再チャレンジ ・事業承継 ・ものづくり支援 ・新たな経営手法への取組の課題 <p>について、しまね産業振興財団、島根県商工会連合会、松江商工会議所とコンソーシアムを組み連携して実施することとしている。</p>
<p>6 島根県職業能力開発協会 (所管課：雇用政策課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 補助金の適正な執行について 平成20年度に国の会計検査が行われ、国庫補助金及び県補助金で実施された職業能力開発促進法に基づく事業に係る経費の一部（平成15年度及び平成16年度分のコンピュータサ</p>	<p>① 補助金の適正な執行について 年度当初に行う補助金申請ヒアリングで事業内容が適正か否か確認するとともに補助金の適正な執行を指導した。 また、補助金の額の確定に当たっては、現地にて</p>

<p>ービス技能評価検定委員謝金や中四国ブロック会議負担金等)が補助対象外と判断されたことから、国及び県との協議の結果、県補助金のうち141万円余が団体から県に返還されている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、所管課では、平成20年度分の補助金について団体に対する現地調査を実施し、適正に執行されていることを確認している。</p> <p>については、今後も、現地調査を実施するなどにより補助金の実績確認を適切に行うとともに、団体に対しては、職業能力開発推進事業費補助金交付要綱等に基づく適正な執行が行われるよう指導を徹底されたい。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 補助金の適正な執行について</p> <p>所管課に対する運営の合理化に資する意見で述べたところであるが、所管課の指導を十分踏まえ、職業能力開発推進事業費補助金交付要綱等に基づく補助金の適正な執行を行われたい。</p>	<p>検査を実施した。起案書、領収書等関係書類の確認と不明な点はヒアリングを行い執行内容を確認の上、額を確定した。</p> <p>今後も、団体に対し適正な執行を指導する。</p> <p>① 補助金の適正な執行について</p> <p>補助金の適正な執行については、所管課の指導を十分踏まえ、職業能力開発推進事業費補助金交付要綱等に基づき行う。</p>
<p>7 財団法人ふるさと島根定住財団 (所管課：地域政策課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 団体の役割の明確化とそれに対応した事務局体制の構築について</p> <p>団体は、平成4年の設立以来、「若年層の県内就職の促進」や「県外からのU I ターンの促進」などに取り組み、本県の最重要施策の一つである定住の推進に大きな役割を果たしてきた。島根県総合発展計画においても、人口定住は「施策推進の方向」の基本目標の一つに挙げられており、定住推進に係る各種</p>	<p>① 団体の役割の明確化とそれに対応した事務局体制の構築について</p> <p>定住財団は、定住の促進のため、「若年層の県内就職の促進」、「県外からのU I ターンの促進」、「活力と魅力ある地域づくりの推進」という3つの大きな柱(施策)で総合的に事業を展開している。</p> <p>これらの施策は、「島根総合発展計画」に盛り込まれ、本県の最重要施策の一つであり、その役割は一層重要になってきている。</p>

事業において豊富な実績と経験を有する団体の役割は一層重要になってくるものと考えられる。

しかしながら、平成20年度末における団体の事務局は、正規職員（プロパー職員）4名、県派遣職員5名、非常勤嘱託職員30名、臨時職員3名の計42名で構成されており、プロパー職員が全体の1割にも達しない状況であり、その体制強化が大きな課題となっている。

については、中長期的な観点から団体の役割を明確にするとともに、安定的かつ効率的に業務を遂行し、その役割を果たすことができる事務局体制の構築に向けて検討を行われたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

① 事務局体制の強化に向けた人材の育成について

所管課に対する運営の合理化に資する意見で述べたように、団体における事務局体制の強化が大きな課題となっている。

このため、団体では、平成21年2月の理事会等において、事務局体制の強化に向けて人材の育成を進める観点から、プロパー職員の管理職員への登用や任期付職員制度の創設などに取り組むことを確認するとともに、事務局職員に係る研修の充実などを図ることとしている。

については、理事会等で確認した人材育成の取組等を着実に推進し、安定的で効率的に業務を遂行できる事務局体制の強化に努められたい。

② 定住情報の提供の一元化について

団体では、U I ターン希望者等を対象として、全国規模のU I ターン向けフェアへの出

そのために、平成22年度にプロパー職員を1名増員し、体制強化を図った。

なお、今後とも効率的かつ安定的に業務が遂行できる組織人員体制等について検討していく必要がある。

① 事務局体制の強化に向けた人材の育成について

事務局組織の強化については、以下のとおり取り組んでいる。

・プロパー職員の管理職登用

平成22年度に新たに1名を課長職に登用した。
(現在3名が管理職)

・プロパー職員の新規採用

平成22年4月1日付けで1名を採用、また10月1日付けで1名を採用し、現在のプロパー職員は6名である。

・任期付き職員の増員

平成22年4月1日付けで任期付き職員（主任）を1名増員し、現在3名がプロパー職員（管理職）の補佐的業務を担当している。

また、非常勤嘱託職員を含め職員の資質向上とモチベーションの向上を図るため、財団内部での研修の実施や外部機関での研修を受講するなど、計画的に研修を実施している。

② 定住情報の提供の一元化について

これまでの当財団のホームページではU I ターンに関する情報が希望者に届きにくい面があったこと

<p>展、情報誌やガイドブックの作成配布、ホームページの活用などにより、本県の定住情報を積極的に発信するとともに、U I ターン希望者等の利便性を高めることを目的として定住情報の提供一元化に向けた準備に取り組んでいる。</p> <p>ついては、県や市町村、さらにはU I ターン向け住宅情報の提供に取り組んでいる(財)島根県建築住宅センターなどの関係機関と連携し、U I ターン希望者等のニーズに対応した定住情報の一元的提供が可能となるよう制度の構築とその運用に努められたい。</p>	<p>から、平成22年度において県、市町村及び関係機関の生活関連情報や定住関連情報等を総合的に提供するU I ターン総合サイトを構築することとした。</p> <p>これは、従来、市町村や関係機関が個別に発信していた情報を含め、島根にU I ターンしてからの生活を具体的にイメージできるよう県内の定住情報を一元的に管理運営するものであり、多種多様なU I ターン希望者のニーズに対応できるものと考えている。</p> <p>平成22年8月に仮オープンし、12月の本格稼働を目指しているところである。</p>
<p>8 財団法人しまね国際センター (所管課：文化国際課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 団体の役割とあり方について</p> <p>本県の中核的な国際交流機関として、多面的な国際交流、国際協力事業を実施するとともに、市町村・民間団体等の国際交流活動に対する支援と連携を強化する活動を行い、これまで地域の国際化の推進に大きな役割を果たしてきた。</p> <p>近年、あらゆる分野における情報化・国際化の進展に伴い、市町村や民間団体等でも多様性のある国際化事業や国際交流活動が行われるようになってきており、今後は市町村等と団体との役割分担を図りながら社会的ニーズに応じていく必要がある。</p> <p>団体は自主財源に乏しく県からの受託事業収入も減少傾向にあり、また今後のあり方についての検討が進んでいないため、退職者の正規補充もできない状況で事務局の体制が弱体化している状況が見受けられる。</p> <p>ついては、団体の今後のあり方について団体を交えた検討を早急に行い、その方針を明確にされたい。</p> <p>(2) 団体</p>	<p>① 団体の役割とあり方について</p> <p>(財)しまね国際センターには、これまで蓄積してきた人的ネットワークや豊富な経験、市町村・民間団体との信頼関係、県民のニーズにきめ細やかに対応できる機動力等を最大限發揮して、今後、地域における多文化共生社会の実現や本県の国際化の推進に向け、住民と行政等をつなぐパイプ役として多様な役割を果たしていくことが期待される。</p> <p>自主財源に関しては、平成11年度末に県の指導により創設した運用基金8億円からの取崩しを余儀なくされているが、事業の見直しや事業費の縮減、組織・人員のスリム化・効率化を図るなど、徹底した見直しを行い取崩し額の縮減に努めており、当課においても健全な運営に向け引き続き指導を行う。</p> <p>このような状況を踏まえた上で、今後の役割・あり方について県からの提言を財団に示すとともに、今後の取り組むべき方向性について財団とともに今年度中に検討を進めていく。</p>

<p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p>	
<p>9 財団法人しまね自然と環境財団 (所管課：自然環境課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 環境保全活動の一体的推進について</p> <p>団体は、平成20年4月に旧(財)島根ふれあい環境財団21の環境保全部門に係る事業を統合し、名称を「(財)三瓶フィールドミュージアム財団」から変更して、従来の三瓶自然館等の管理運営や自然環境の保護の調査研究のみならず、環境全般を対象とした保全活動の推進支援や普及啓発事業、島根県地球温暖化防止活動推進センターの業務などを担うこととなった。</p> <p>しかしながら、環境保全活動の推進については、旧(財)島根ふれあい環境財団21の事務を継承した松江事務所で従来どおり実施されており、統合を契機に団体が一体となって取り組むという体制としては未だ弱い状況にある。</p> <p>については、三瓶自然館の管理運営等を通じて得たノウハウを活かして、広く県民を対象として環境教育や環境学習に関する事業を推進するなど、団体一体となって環境保全活動の推進に取り組まれない。</p>	<p>① 環境保全活動の一体的推進について</p> <p>旧財団から継承した環境系事業の運営については、当面、旧財団の執行方法を生かしながら徐々に統合メリットを生かした展開へ見直すこととしてきた。事業継承後2年を経過したが、その間、内部調整会議や研修などにより三瓶と松江との交流機会を増加させるとともに、人事異動による技能交流を図るなど、組織の一体化・活性化に努めている。</p> <p>ただし、意見にある体制上の課題のほか、目標設定や成果の表し方、事業自体の進め方などの課題もあり、統合によるスケールメリットが十分には発揮できていない。</p> <p>環境部門の事業は行政補完型の事業のため、事業のあり方、取組体制の見直しを含め、現在、県の事業主管部署(環境政策課)とともに、より効果的・効率的な事業推進が図れるよう対応の検討を進めている。</p>
<p>10 財団法人島根県環境保健公社 (所管課：医療対策課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p>	

<p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 団体の健全な運営について</p> <p>団体を取り巻く経営環境は、健康診断の実施件数の減少や検査事業の規制緩和による他事業者との競合等により厳しいものとなっている。</p> <p>については、事業の評価分析等に基づいて、業務の効率性や採算性を高めるなどの経営改善を一層推進することによって、健全な運営に努められたい。</p>	<p>① 団体の健全な運営について</p> <p>公社が行っている業務は全て公益性の高いものであり、広く島根県民の健康の推進と福祉の向上に寄与することを目的として事業活動を行っている。したがって、単に利益の追求のため、業務の効率性や採算性を高めることはできないが、安定した法人経営のためには、財務体質の強化は必要と考える。</p> <p>無駄を無くした効率的な業務の執行により、総支出の抑制を図ることで、今後も健全な法人経営を推進する。</p>
<p>11 財団法人島根県建設技術センター</p> <p>(所管課：土木総務課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 松江地区建設発生土リサイクルヤードにおける建設発生土の再利用の促進について</p> <p>リサイクルヤードは、松江地区で行われる公共事業で発生する建設発生土の適正処理とその再利用による有効活用を図ることを目的として整備され、平成16年10月から運営されている。</p> <p>リサイクルヤードへの建設発生土の搬入実績は近年順調に伸びてきているものの、その建設目的の一つである建設発生土の再利用による有効活用を図るという面では、平成20年度の搬出実績が目標の1千m³に対して137m³であり、前年度実績522m³を下回る状況となっている。</p>	<p>① 松江地区建設発生土リサイクルヤードにおける建設発生土の再利用の促進について</p> <p>県、松江市、国土交通省等の関係機関、関係団体と綿密に連携を図り建設発生土の再利用の促進に努める。</p> <p>なお、再利用の促進策として、搬出料金を平成22年度より、1 m³当たり1,000円から500円に値下げ改訂した。</p>

<p>については、県、松江市等の関係機関や関係団体と緊密な連携を図り、建設発生土の再利用が促進されるよう引き続き、積極的な取組を行われたい。</p>	
--	--

島根県監査委員公表第8号

地方自治法第199条第2項の規定により実施した平成21年度行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会委員長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成22年11月 5 日

島根県監査委員 井 田 徳 義

同 和 田 章 一 郎

同 法 正 良 一

同 山 川 博 司

平成21年度行政監査結果に基づき講じた措置の内容

意 見	処理方針・措置状況
<p>1 改善を要する事項</p> <p>(1) 駐車料の徴収について (総務部管財課 企業局総務課)</p> <p>職員宿舍の貸与を受けた職員が職員宿舍の敷地内に複数台を駐車している場合には、公平性を確保するため、複数台についての駐車申請、承認ができるよう規定を改め、駐車料金を徴収するようにすること。</p>	<p>1 改善を要する事項</p> <p>(1) 駐車料の徴収について (総務部管財課)</p> <p>行政監査の改善意見を受けて、宿舍駐車場利用状況の調査を行っており、宿舍利用見込みに合わせた駐車場の整備等と併せて総合的に検討していきたい。</p> <p>(企業局総務課)</p> <p>職員宿舍貸与に係る自動車保管場所に空きがある場合は、入居者の申請に基づき複数台の駐車承認し、駐車料金を徴収することを検討する。</p>
<p>(2) 入居者負担金の徴収について (病院局こころの医療センター)</p> <p>こころの医療センターにおいては、規程を整備の上、量の表替え及び襖の張り替えの入居者負担金を徴収するようにすること。</p>	<p>(2) 入居者負担金の徴収について (病院局こころの医療センター)</p> <p>職員宿舍入居者負担金取扱要領を定め、量の表替え及び襖の張り替えに係る入居者負担金を徴収することとした。</p>
<p>(3) 宿舍台帳及び宿舍修繕台帳の整備について (全監査実施機関)</p> <p>宿舍台帳は職員宿舍の管理のために基本となるものであり、また、宿舍修繕台帳は職員宿舍の維持修繕を適切に行う上で必要なものであるため、規程を整備の上、各宿舍管理者に対して作成するよう指導すること。</p>	<p>(3) 宿舍台帳及び宿舍修繕台帳の整備について (総務部管財課)</p> <p>県職員宿舍については、「島根県職員宿舍管理規則」に両台帳の様式を定め各宿舍管理者で整備している。</p> <p>(教育庁福利課)</p> <p>宿舍台帳及び宿舍修繕台帳については、島根県教</p>

	<p>職員住宅管理規程により、住宅管理者（各宿舎管理学校長）が整備することとなっている。</p> <p>この度一部の所属において、これらの台帳が整備されていないケースが判明した。</p> <p>このため、宿舎台帳については、教職員宿舎をより効率的に管理するため、福利課が一括整備したうえで、その副本を住宅管理者が備えるよう、島根県教職員住宅管理規程を改正することとした。</p> <p>一方、宿舎修繕台帳については、台帳に修繕等の履歴を明確に記録、保存しておくよう、住宅管理者へ周知した。</p> <p style="text-align: right;">（警察本部）</p> <p>宿舎台帳については、「島根県警察の職員宿舎の管理に関する訓令」（S45 島根県警察訓令第5号）の規定により、整備済みである。</p> <p>また、宿舎修繕台帳については、現在、職員宿舎を含めたすべての警察施設について「施設保全台帳」の整備を進めており、この中で、修繕に係る項目を追加し、運用することとしている。</p> <p style="text-align: right;">（企業局総務課）</p> <p>宿舎台帳は既に整備済みである。また、宿舎修繕台帳については、宿舎管理規程を本年4月に改正し、宿舎修繕台帳を整備したところである。</p> <p style="text-align: right;">（病院局中央病院・こころの医療センター）</p> <p>「島根県病院局職員宿舎管理規程」を改正し、宿舎台帳の様式を修正のうえ、「宿舎台帳及び宿舎修繕台帳」として運用することとした。</p>
<p>2 組織及び運営の合理化に資する意見</p> <p>(1) 職員宿舎の今後の整備のあり方について</p> <p>職員宿舎については、設置戸数が減少しているにも関わらず入居率がほとんどで低下している現状や、今後職員数がさらに減少していくことを考え合わせれば、警察本部の宿舎や医師確保のために必要な病院局の宿舎、中山間地や離島などの宿舎を除き、基本的には減らしていくべきである。</p> <p>ついては、次の事項について検討されたい。</p> <p>① 職員宿舎の新築や改築は、原則として抑制していくこと。</p> <p>② 地区毎に部局を越えて一体的な入退居の管理を</p>	<p>(1) 職員宿舎の今後の整備のあり方について</p> <p style="text-align: right;">（総務部管財課）</p> <p>既存の職員宿舎については、近年の職員数の削減や組織の再編により、地区によっては入居者数が大幅に減少している。今後もさらに職員数の減少が見込まれることから、職員宿舎の新設や増設を行う状況にはないと考える。</p> <p>現在、警察、学校、病院局等他部局職員の入居受け入れや宿舎の他部局への移管など有効利用に努めており、引き続き部局間で連携を図りながら、職員宿舎の効率的な運用を図っていきたい。</p>

行い、職員宿舎の集約化を図っていくこと。

- ③ 職員宿舎が主に転勤を円滑に進めるために設置されていることから、長期入居の抑制も検討し、限られた宿舎の有効活用を図ること。
- ④ 今後、県内においても民間住宅の活用を図ること。

また、職員以外では、平成18年度に飯南地区の下赤名A（世帯用）において1戸、平成20年度以降、川本地区の日の出（世帯用）において1～2戸のUIターン者入居受け入れを行ってきた。

こうした職員の入居者数の減少により、宿舎数は足りており、現時点では、長期入居の抑制や民間住宅の活用を検討する状況にはないと考える。

なお、老朽化した宿舎のうち継続して使用が見込まれるものについては内外装や設備のリフォーム等を逐次行っていく必要があると考えている。

【県職員宿舎の入居と空室の状況】

(H22. 5 現在)

- (1) 松江地区（入居率：寮65.5%、世帯用88.6%、単身用100%）

単身用9棟については、すべて知事部局職員の入居により満室となっている。

それ以外の寮1棟と世帯用22棟については、一部の宿舎に空室があり、他部局職員の入居を受け入れている。

なお、主な入居状況は次のとおりである。

紫雲寮（室数29）：知事部局15名、他部局4名、空室10

西津田（世帯、戸数12）：知事部局8戸、空室4

外中原1号棟（世帯、戸数24）：知事部局23戸、他部局1

第2南田町（世帯、戸数18）：知事部局14戸、空室4

菅田2号棟（世帯、戸数18）：知事部局14戸、空室4

菅田1号棟（世帯、戸数24）：知事部局20戸、空室4

南田町3号棟（世帯、戸数16）：知事部局13戸、他部局1戸、空室2

南田町2号棟（世帯、戸数16）：知事部局12戸、他部局2戸、空室2

南田町1号棟（世帯、戸数16）：知事部局10戸、他部局2戸、空室4

大輪町1号棟（世帯、戸数18）：知事部局12戸、他部局2戸、空室4

大輪町2号棟（世帯、戸数12）：知事部局7戸、他部局1戸、空室4

- (2) 安来地区（入居率：世帯用18.2%、単身用33.3

%)

単身用2棟、世帯用1棟があり、入居者はすべて知事部局職員であり、空室が多い。

広瀬殿町(単身、戸数6) : 知事部局2戸、空室4

中河原(単身、戸数2) : 入居なし

中河原(世帯、戸数11) : 知事部局2戸、空室9

(3) 木次地区(入居率: 世帯用96.4%、単身用100%)

単身用、世帯用各2棟があり、いずれの宿舎も他部局職員の入居を受け入れている。

里方(単身、戸数8) : 知事部局7戸、他部局1戸

雲南(単身、戸数8) : 知事部局5戸、他部局3戸

里方(世帯、戸数16) : 知事部局14戸、他部局2戸

雲南(世帯、戸数12) : 知事部局2戸、他部局9戸、空室1

(4) 仁多地区(入居率: 世帯用66.7%、単身用0%)

単身用、世帯用各1棟があり、単身用はすべて空室、世帯用(戸数3)は、知事部局職員1戸、他部局職員1戸の入居となっている。

(5) 飯南地区(入居率: 世帯用80.0%、単身用92.3%)

単身用2棟、世帯用4棟があり、入居者はすべて知事部局職員である。下赤名B(単身、戸数12)と下赤名C(世帯、戸数4)は満室であるが、その他宿舎はいずれも1戸空室がある。

(6) 出雲地区(入居率: 世帯用72.4%、単身用85.4%)

単身用3棟、世帯用4棟があり、いずれの宿舎も空室があり、宿舎によっては他部局職員の入居を受け入れている。単身用については、高砂第2(単身、戸数8)の入居者6名はすべて他部局職員となっている。

世帯用の入居状況は次のとおりである。

天神2号棟(世帯、戸数16) : 知事部局11戸、他部局1戸、空室4

天神1号棟(世帯、戸数24) : 知事部局20戸、空室4

高砂第2(世帯、戸数20) : 知事部局6戸、他部局6戸、空室8

高砂第1（世帯、戸数16）：知事部局7戸、他部局4戸、空室5

(7) 大田地区（入居率：世帯用55.0%、単身用75.0%）

単身用、世帯用各2棟があり、単身用については、入居者はすべて知事部局職員であり、栄町2号棟は満室であるが、綿田（戸数16）は空室が7戸となっている。

世帯用については、いずれの宿舎も空室があり、宿舎によっては他部局職員の入居を受け入れている。

世帯用の入居状況は次のとおりである。

栄町1号棟（世帯、戸数12）：知事部局4、空室8

綿田（世帯、戸数8）：知事部局2、他部局5、空室1

(8) 川本地区（入居率：寮80.8%、世帯用62.5%、単身用73.8%）

寮1棟、単身用・世帯用各2棟があり、宿舎によっては他部局職員の入居を受け入れているが、いずれの宿舎も空室が多い。

三島寮（室数26）：知事部局21名、空室5

東光台第2（単身、戸数18）：知事部局12戸、空室6

東光台（単身、戸数24）：知事部局11戸、他部局8戸、空室5

東光台（世帯、戸数8）：知事部局2戸、他部局1戸、空室5

日の出（世帯、戸数24）：知事部局3戸、他部局14戸、空室7

(9) 浜田地区（入居率：寮76.4%、世帯用92.9%、単身用100%）

寮3棟、単身用4棟、世帯用7棟があり、寮3棟のうち1つは、知事部局職員の入居により満室であるが、残りの2棟については、他部局職員の入居を受け入れているが、空室が多い。

単身用については、すべて知事部局職員の入居により満室となっている。

世帯用については、一部の宿舎にわずかの空室があるが、他部局職員の入居を受け入れている。

(10) 益田地区（入居率：寮60.4%、世帯用97.2%、単身用100%）

寮2棟、単身用2棟、世帯用4棟があり、寮については、いずれも多く空室があるが、旭ヶ丘寮では他部局職員の4名入居を受け入れている。

単身用についてはすべて知事部局職員の入居により満室となっている。

世帯用については、いずれも知事部局職員の入居により、空室も少ないが、他部局職員入居受け入れにより、ほぼ満室となっている。

(11) 津和野地区（入居率：世帯用91.7%、単身用100%）

単身用、世帯用各1棟があり、いずれも知事部局職員の入居により、空室は少ない。

(12) 隠岐島後地区（入居率：寮70.0%、世帯用86.5%、単身用92.9%）

寮1棟、単身用5棟、世帯用3棟があり、寮についてはすべて知事部局職員の入居によるが、空室が6室となっている。

単身用については、八田第二1号棟（戸数12）で空室が5戸となっている。その他の単身用にはわずかの空室があるが、他部局職員の入居を受け入れている。

世帯用については、八田第三宿舎は知事部局職員の入居により、満室となっている。その他の世帯用については、他部局職員の入居を受け入れているが、空室がある。

(13) 隠岐島前地区（入居率：寮50.0%、世帯用85.0%、単身用83.3%）

寮1棟、単身用1棟、世帯用2棟があり、寮については知事部局職員5名、他部局職員1名の入居があり、空室が6室となっている。

単身用については、知事部局職員10名の入居があり、空室が2戸となっている。

世帯用については、いずれの宿舎も他部局職員の入居を受け入れており、西ノ島宿舎は満室であるが、石畑宿舎（戸数12）は空室が3戸となっている。

(14) 東京地区（入居率：世帯用100%、単身用100%）

単身用、世帯用各2棟があり、単身用1棟と世帯用1棟に1名ずつ他部局職員の入居を受け入れており、すべての宿舎が満室となっている。

(15) 大阪地区（入居率：世帯用100%、単身用100%）

単身用、世帯用各1棟があり、すべて知事部局職

員の入居により満室となっている。

(教育庁福利課)

平成22年度(H22.7.22現在)の教職員宿舎の入居率は74.4%であり、ここ数年の入居率は減少傾向である。したがって、教職員宿舎については、現存の宿舎数で足りていると判断しているため、現時点では職員宿舎の新設や増設を行う状況にはないと考える。

現在、知事部局等他部局職員及び中学校教職員の入居受け入れや、宿舎の他部局への移管など有効利用に努めており、引き続き部局間で連携を図りながら、職員宿舎の効率的な運用を図っていきたい。

こうした現状などを踏まえ、現時点では、長期入居の抑制や民間住宅の活用を検討する状況にはないと考える。

なお、現在職員以外では、木次地区の横田落合共同住宅(単身用)において1戸、川本地区の矢上中野共同住宅(単身用)において1戸、隠岐島前地区の島前菱浦共同住宅(世帯用)と(単身用)において、それぞれ1戸のUIターン者入居受け入れを行っている。

【教職員宿舎の入居と空室の状況】

(H22.7.22現在)

(1) 安来地区(入居率:世帯用100%、単身用33.3%)

福井共同住宅1棟があり、単身用(戸数9)については、空室が6戸あり、世帯用(戸数3)については、満室となっている。

(2) 松江地区(入居率:世帯用64.4%、単身用85.0%)

単身用2棟、世帯用6棟、校長住宅(世帯用)8棟があり、単身用については、いずれの宿舎も1～2戸空室がある。

世帯用については、盲学校教職員住宅(戸数6)、大庭共同住宅(戸数6、駐車場なし)はすべて空室となっている。その他の世帯用の入居状況は次のとおりである。

山代共同住宅1号(世帯、戸数24):教職員18戸、空室6

山代共同住宅2号(世帯、戸数18):教職員9戸、空室9

川津共同住宅(世帯、戸数16):教職員15戸、空室1

東生馬共同住宅(世帯、戸数12):教職員11戸、

空室 1

校長住宅（世帯用、戸数 8）については、入居が 5 戸、空室が 3 戸となっている。

(3) 木次地区（入居率：世帯用 64.7%、単身用 76.9%）

単身用 4 棟、世帯用 5 棟があり、単身用については、横田落合共同住宅以外はすべて満室となっている。なお、横田落合共同住宅（戸数 12）は、UI ターン者 1 名の入居を受け入れており、空室が 9 戸となっている。

世帯用については、横田稲原住宅（戸数 1）、三刀屋掛合分校住宅（戸数 1）は老朽化していることなどから、いずれも空室となっている。その他の世帯用の入居状況は次のとおりである。

横田國竹共同住宅（世帯、戸数 6）：教職員 5 戸、空室 1

三刀屋梅ヶ丘共同住宅（世帯、戸数 6）：教職員 4 戸、空室 2

赤来共同住宅（世帯、戸数 3）：教職員 2 戸、空室 1

(4) 出雲地区（入居率：世帯用 79.2%、単身用 100%）

単身用 1 棟、世帯用 6 棟、校長住宅（世帯用） 2 棟があり、単身用については、満室となっている。

世帯用については、大社佐田分校住宅（戸数 1）は、空室となっている。また、出雲養護共同住宅（戸数 3）、出雲大社共同住宅（戸数 12）は、満室となっている。その他の世帯用の入居状況は次のとおりである。

平田牧戸住宅（世帯、戸数 2）：教職員 1 戸、空室 1

出雲大津共同住宅（世帯、戸数 12）：教職員 8 戸、空室 4

出雲天神共同住宅（世帯、戸数 16）：教職員 13 戸、空室 3

校長住宅（世帯用、戸数 2）については、入居が 1 戸、空室が 1 戸となっている。

(5) 大田地区（入居率：世帯用 31.0%、単身用 88.9%）

単身用 2 棟、世帯用 5 棟、校長住宅（世帯用） 1 棟があり、単身用については、大田共同住宅（戸数 12）は満室となっているが、大田仁摩共同住宅（戸数 6）は空室が 2 戸となっている。

世帯用については、大田岡の前共同住宅（戸数6）、仁万宅野田住宅1～4号（戸数4）は老朽化していることなどから、すべて空室となっている。その他の世帯用の入居状況は次のとおりである。

大田共同住宅（世帯、戸数12）：教職員8戸、空室4

大田仁摩共同住宅（世帯、戸数6）：教職員1戸、空室5

校長住宅（世帯用、戸数1）については、入居がなく、空室となっている。

(6) 川本地区（入居率：世帯用66.7%、単身用84.4%）

単身用3棟、世帯用5棟、校長住宅（世帯用）1棟があり、単身用については、矢上中野共同住宅以外はすべて満室となっている。なお、矢上中野共同住宅（戸数12）は、UIターン者1名の入居を受け入れており、空室が5戸となっている。

世帯用については、川本木路原共同住宅（戸数4）、矢上瑞穂住宅（戸数2）は老朽化していることなどから、すべて空室となっている。その他の世帯用の入居状況は次のとおりである。

川本地区共同住宅（世帯、戸数8）：教職員6戸、空室2

矢上中野共同住宅（世帯、戸数12）：教職員8戸、空室4

矢上共同住宅（世帯、戸数12）：教職員11戸、空室1

校長住宅（世帯用、戸数1）については、入居があり、空室はない。

(7) 浜田地区（入居率：世帯用79.7%、単身用93.6%）

単身用6棟、世帯用8棟、校長住宅（世帯用）3棟があり、単身用については、一部中学校教職員や知事部局職員の入居受け入れにより有効活用し、江津嘉久志共同住宅（戸数18）、浜田笠柄住宅6号棟（戸数12）は満室となっているが、その他の宿舎は空室が1～2戸となっている。

世帯用については、一部知事部局職員の入居受け入れにより有効活用しており、入居状況は次のとおりである。

江津嘉久志共同住宅（世帯、戸数6）：教職員5戸、知事部局職員1戸

江津渡津共同住宅（世帯、戸数6）：教職員5戸、空室1

江津都野津共同住宅（世帯、戸数6）：教職員4戸、空室2

浜田汐入共同住宅（世帯、戸数12）：教職員4戸、知事部局職員2戸、空室6

浜田今市分校住宅（世帯、戸数2）：教職員1戸、空室1

浜田笠柄住宅6、7号棟（世帯、戸数12）：教職員11戸、空室1

浜田国分ヶ丘共同住宅（世帯、戸数12）：教職員11戸、空室1

校長住宅（世帯用、戸数3）については、いずれも入居があり、空室はない。

(8) 益田地区（入居率：世帯用52.0%、単身用85.7%）

単身用3棟、世帯用4棟、校長住宅（世帯用）2棟があり、単身用については、益田高津共同住宅（戸数12）は満室となっているが、その他の宿舍は空室が1～5戸となっている。

世帯用については、益田旭ヶ丘共同住宅（戸数12）及び益田川丁共同住宅（戸数6）は老朽化していることなどから、いずれもすべて空室となっている。その他の世帯用は一部知事部局職員の入居受け入れにより有効活用しており、益田高津共同住宅（戸数12）は空室が1戸、益田幸町共同住宅（戸数18）は空室が3戸となっている。

校長住宅（世帯用、戸数2）については、いずれも入居がなく、空室が2戸となっている。

(9) 津和野地区（入居率：世帯用77.8%、単身用100%）

単身用1棟、世帯用3棟、校長住宅（世帯用）1棟があり、単身用については、満室となっている。

世帯用については、津和野桂川住宅1、2号（戸数2）は、一部中学校教職員の入居受け入れにより有効活用し、満室となっているが、その他の宿舍はいずれも空室が各1戸となっている。なお、津和野桂川住宅3、4号（戸数2）は、中学校教職員の入居受け入れにより有効活用している。

校長住宅（世帯用、戸数1）については、入居があり、空室はない。

(10) 吉賀地区（入居率：世帯用40.0%、単身用77.8

%)

単身用1棟、世帯用2棟があり、単身用の吉賀抜月共同住宅(戸数9)については、一部中学校教職員の入居受け入れにより有効活用しているが、空室が2戸となっている。

世帯用については、吉賀抜月共同住宅(戸数3)は空室が1戸、吉賀教職員住宅5、6号(戸数2)は、入居がなく、空室となっている。

(11) 島前地区(入居率:世帯用100%、単身用75.0%)

単身用、世帯用及び校長住宅(世帯用)各1棟があり、単身用の島前菱浦共同住宅(戸数12)については、一部UIターン者の入居受け入れにより有効活用しているが、空室が3戸となっている。

世帯用の島前菱浦共同住宅(戸数4)については、UIターン者1名の入居受け入れにより満室となっている。

校長住宅(世帯用、戸数1)については、入居があり、空室はない。

(12) 島後地区(入居率:世帯用65.8%、単身用80.6%)

単身用2棟、世帯用4棟、校長住宅(世帯用)2棟があり、単身用については、隠岐下西共同住宅(戸数12)は満室となっているが、隠岐吉田単身共同住宅(戸数24)は空室が7戸となっている。

世帯用については、隠岐唐井共同住宅1号(戸数8)は、老朽化していることなどから、すべて空室となっている。また、隠岐唐井共同住宅2号(戸数4)は、一部中学校教職員の入居受け入れにより有効活用しているが、空室が2戸となっている。その他の世帯用の入居状況は次のとおりである。

隠岐八田共同住宅(世帯、戸数18):教職員15戸、空室3

隠岐下西共同住宅(世帯、戸数6):教職員6戸、空室0

校長住宅(世帯用、戸数2)については、いずれも入居があり、空室はない。

(警察本部)

警察職員は、業務の特殊性から一部を除き管内居住制限の必要があるため、職員宿舎の確保は必要不可欠である。また、職員構成の若返りにより、今後、職員宿舎の需要の増加が見込まれるところである。

一方、県の厳しい財政状況の中、職員宿舎の新設や増設は困難であると考えられることから、

- ① 既存宿舎の老朽化に伴う計画的な大規模リフォームの実施による使用期間の延伸や居住環境の改善
- ② 他部局からの所管換による宿舎の整備
- ③ 積極的な部局間の相互利用
- ④ 民間施設の一括借り上げの検討

を推進し、職員宿舎の確保に努めていくこととしている。

①の既存宿舎の老朽化に伴う修繕については、大規模リフォーム計画を作成して、計画的に実施している。

19年度 松江地区（外中原町－1）

構造：RC 4 F 1棟16戸

20年度 松江地区（外中原町－2）

構造：RC 4 F 1棟16戸

浜田地区（桜ヶ丘南）

構造：RC 4 F 1棟16戸

隠岐の島（日記）

構造：RC 2 F 1棟4戸

21年度 松江地区（浜佐田町）

構造：RC 4 F 1棟16戸

浜田地区（桜ヶ丘2号）

構造：RC 3 F 1棟12戸

大田地区（大田、長久）

構造：RC 2 F 3棟8戸

22年度 松江地区（西持田待機－1）

構造：RC 4 F 1棟16戸

松江地区（碧水寮）

構造：RC 4 F 1棟28室

浜田地区（朋信寮）

構造：RC 4 F 1棟12室

また、②の他部局からの所管換による平成19年度以降の宿舎等の整備状況は次のとおりであり、平成22年度に所管換を受けた2棟については大規模リフォームを行うこととしている。

21年度 大田警察署長久職員宿舎（2棟4戸）

所管元：健康福祉部薬事衛生課（元食肉衛生検査所宿舎）

22年度 島根県警察本部内中原南寮（1棟1戸24室）

所管元：総務部管財課（県職員宿舎碧水寮）

浜田警察署緑が丘職員宿舎（1棟8戸）

所管元：西部県民センター（県職員宿舎朋信寮）

寮)

③の相互利用の状況（平成22年6月1日現在）は、松江警察署職員6名、雲南警察署職員12名、大田警察署職員5名、川本警察署職員12名、益田警察署職員4名、隠岐の島警察署職員7名の計46名が知事部局所管の宿舍等に入居している。

①～③の方策による職員宿舍の確保が困難な地区については、④の民間施設の一括借り上げによる整備を検討している。

（企業局総務課）

今後の企業局の職員宿舍の整備については、全体として宿舍数は足りている現状であり、職員宿舍の新設や増設を行う状況にはないと考える。

今後、老朽化等により、処分によって不足する場合には他の部局への入居の受け入れ要請や、民間住宅の活用で対応したい。

【企業局職員宿舍の入居と空室の状況】

(H22. 7 現在)

(1) 松江地区（大輪町）（入居率：世帯用100%、単身用100%）

世帯用8戸、単身用4戸があり、世帯用と単身用に2名ずつ知事部局職員の入居受け入れにより有効活用しており、すべての宿舍が満室となっている。

(2) 安来地区（入居率：世帯用50%、単身用50%）

世帯用2戸、単身用4戸があり、入居者はすべて企業局職員であり、世帯用に1戸、単身用に2戸空室がある。

(3) 西部（浅利曙）地区（入居率：世帯用0%、単身用25%）

世帯用2戸、単身用4戸があり、単身用に1名学校職員の入居受け入れを行っているが、それ以外はすべて空室である。

(4) 西部（渡津）地区（入居率：世帯用50%）

世帯用4戸があり、企業局職員が2名入居しているが、それ以外の2戸が空室となっている。

(5) 西部（浅利）地区（入居率：単身用58.3%）

単身用12戸があり、企業局職員7名が入居しているが、それ以外の5戸が空室となっている。

（病院局）

既存の職員宿舍については、現状の利用状況などを踏

まえ、概ね下記の方向で検討していく。また、医師など医療従事者の確保の観点から、特に若年層の対策として単身用宿舎の整備について民間住宅の借り上げなどの手法も含めて今後検討していく。

1. 医師共同宿舎

(1) 中央病院

○医師確保の観点から、平成19、20年度に宿舎3棟のうち2棟の全面改修を実施した。この2棟への入居希望は多い。

・小山1号棟：単身用6戸・世帯用6戸
(入居率：100%)

・小山2号棟：単身用6戸・世帯用6戸
(入居率：100%)

○残る1棟については、現宿舎の利用状況などを踏まえ、今後、廃止の方向で検討する。

・北本町宿舎（S44建築）：世帯用12戸→入居3戸
(うち単身2名)

(2) こころの医療センター

○既存の医師宿舎（天神宿舎：世帯用6戸）については、建物の老朽化が進んでおり、今後も宿舎として継続使用していくためには大規模な改修・改築が必要となる。

また、ここ数年は医師の入居率も低く、現在入居している医師も2名のみという状況である。

以上のような状況を踏まえ、天神宿舎については基本的に廃止する方向で検討する。

○なお当病院に勤務する医師については、中央病院が管理する医師共同宿舎に入居できるよう病院局で調整する。

2. 看護師宿舎（中央病院）

○既存の寮は老朽化している上に、トイレ・浴室等が共同であることなどから、看護師の入居は少ない。ほとんどの看護師は近隣の賃貸住宅に入居しているのが現状である。

・若葉寮（S49建築）：単身用42戸→入居8名

○今後は、民間住宅の借り上げ貸与などを検討することとし既存の寮は廃止の方向で検討する。

3. 職員宿舎（中央病院）

○老朽化が進んでおり、改修・改築の検討が必要となっているが、他部局の宿舎を含めた出雲地区全体でのあり方の検討が必要である。

・小山職員宿舎（S50建築）：世帯用12戸→入居10戸

	<p>・知事部局宿舍への入居：11戸</p> <p>4. 院長宿舍（中央病院）</p> <p>○平成19年度から、利用がない状況である。院内へ入居の募集を継続していく。その上で、一定期間、入居希望がない場合は廃止も検討する。</p> <p>・院長宿舍：H4建築 6LDK 43,130円/月</p>
<p>(2) 用途廃止した職員宿舍の有効活用について</p> <p>用途廃止した職員宿舍の建物が処分、活用さないうまま残存しているが、今後、入居率の低下や老朽化の進行により、さらに増加する見込みである。こうした建物やその敷地は、貴重な県有財産であり、有効活用しなければならないものである。また老朽化した建物をそのまま放置しておくことは、維持管理の費用や見回りなどの手間がかかるばかりでなく、安全管理上からも問題がある。</p> <p>については、次の事項について検討されたい。</p> <p>① 県として他用途に使用が可能となる建物については、必要な改修工事を実施するなどして、再利用を図ること。</p> <p>② 県としての使用が見込まれない建物については、地域の需要を調査して、売却や貸付による有効活用を図ること。</p> <p>③ 老朽化が進行し、地理的条件からも他用途の使用が困難な建物については、将来的には処分しなければならないものであり、放置し続けられればさらに費用が嵩むこととなるので、建物を計画的に解体撤去し、更地として売却を進めること。</p>	<p>(2) 用途廃止した職員宿舍の有効活用について</p> <p>(総務部管財課)</p> <p>用途廃止した職員宿舍は、敷地や建物について県の各機関へ他用途での利用希望を確認し、希望があれば他用途への転用を行うこととしている。</p> <p>ただし、他用途へ転用するときは、宿舍の構造上、大規模な改修が必要になるため、費用対効果の面から考えると、改修は現実的ではないと考えられる。</p> <p>また、用途廃止した職員宿舍を含め未利用財産については、現在3名の専任スタッフを中心として民間への売却あるいは貸付に積極的に取り組んでいるところであり、平成19年度以降3カ年の職員宿舍にかかる未利用財産の売却実績は合計23件、399,393千円、また、職員宿舍以外の未利用財産の売却実績は、合計50件、795,025千円となっている。</p> <p>なお、中山間地においては、建物を解体撤去して更地としても、購入のニーズがないことも考えられ、購入者と解体撤去条件付きで契約するといった事例もあり、安全面や費用対効果等総合的に判断し、売却等を行うこととしている。</p> <p>このほか警察部局からの要請に応じて、朋信寮（所在地：浜田市）や碧水寮（所在地：松江市）など入居者数の減った県職員宿舍を警察に移管するといった有効活用も図っている。</p> <p>【平成19年度以降の職員宿舍の主な売却実績】</p> <p>19年度（売却2件）</p> <p>元県警察本部内中原南職員宿舍 （所在地：松江市、宅地、602.62㎡）</p> <p>元県警察本部大輪町職員宿舍 （所在地：松江市、宅地、713.14㎡）</p> <p>20年度（売却5件）</p> <p>元黒川県職員宿舍1～10号 （所在地：浜田市、宅地、1,117.82㎡）</p> <p>元出雲警察署西交番（興生町職員宿舍跡地） （所在地：出雲市、宅地、1,036.98㎡）等</p>

21年度（売却16件）

元外中原県職員宿舎 1、2号

（所在地：松江市、宅地、573.34㎡）

元北堀県職員宿舎 2号

（所在地：松江市、宅地、239.03㎡）

元徳原県職員宿舎 1号

（所在地：益田市、宅地、444.77㎡）

元南田町県職員宿舎 3号A

（所在地：松江市、宅地、331.41㎡）

元外中原県職員宿舎 3号

（所在地：松江市、宅地、250.57㎡）等

（教育庁福利課）

用途廃止した職員宿舎で、県として他用途に使用が可能であり、有効に活用できる建物については、他部局とも調整を図りながら再利用を図っていく。ただし、ケースによっては、大規模な改修が必要になることもあり、その場合は、費用対効果を考慮し、売却や貸付により有効活用を図っていく。

また、老朽化が進行し、地理的条件からも他用途での使用が困難な建物については、予算の範囲内で、土地の売却が見込める物件を優先的に解体撤去し、土地の売却を進めていく。

なお、平成19年度以降3カ年の職員宿舎にかかる未利用財産の売却実績は合計3件、17,660千円となっており、未利用財産の売却等に積極的に取り組んでいるところである。

【平成19年度以降の職員宿舎の売却実績等】

19年度：元矢上高等学校（上京单身住宅）

→土地・建物を教育施設課へ所属替

20年度：実績なし

21年度：元邑智高等学校（教職員住宅5、6号）

→土地を美郷町へ売却

：元邑智高等学校（校長住宅）

→土地を美郷町へ売却

：元隠岐島前高等学校（諏訪共同住宅）

→土地・建物を海士町へ売却

（警察本部）

用途廃止した宿舎の有効活用方策については、土地建物の売却や地域の緊急雇用対策（U I ターン者受入用）に係る貸付を行ってきたところである。

平成22年度当初、宿舎で用途廃止をした建物は5棟残存していた。

売却見込みのある元出雲警察署平田職員宿舎は、管財課と連携し土地建物の売却作業を進めたところであるが、他の宿舎は、老朽化の進行や劣悪な居住環境等により廃止したものであり、他用途での使用も困難であることから、平成22年度内に解体撤去予定の元西持田待機宿舎（2号）を始めとして、順次建物を解体し、土地の売却処分を検討することとしている。

なお、平成19年度以降3カ年の職員宿舎にかかる未利用財産の売却実績は合計2件、38,870千円（警察本部執行分）となっており、未利用財産の売却等に積極的に取り組んでいるところである。

【職員宿舎の売却・解体検討の現況】

○売却

出雲地区：元出雲警察署平田職員宿舎
（木造平家建1棟、280.99㎡）

○解体検討

松江地区：元上乃木職員宿舎
（木造平家建1棟、94.51㎡）
元西持田待機宿舎2号
（鉄筋コンクリート造1棟、2,084.00㎡）

川本地区：元川本警察署谷職員宿舎
（鉄筋コンクリート造1棟、1,407.38㎡）

隠岐地区：元隠岐の島警察署能木原職員宿舎
（コンクリートブロック造1棟、593.25㎡）

（企業局総務課）

用途廃止した職員宿舎については、企業局として他用途利用を検討したうえで、活用が見込まれない場合に売却や貸付による有効活用を図っていく。

なお、現在、用途廃止をした職員宿舎で未利用のものはない。

（病院局）

○現在、建物解体後の跡地が下記のとおり2箇所あり、売却処分できるよう進めている。

なお、平成19年度以降3カ年の職員宿舎にかかる未利用財産の売却実績は合計1件、20,728千円となっている。（中央病院）

・街北宿舎2跡地（675.63㎡）

	<p>平成19年度に解体完了。平成21年度に入札を実施したが応札なし。引き続き、公売を進める。</p> <p>・三京宿舍跡地（439.27㎡）</p> <p>今年度、隣接する県有地と一括で管財課が入札を実施する予定。</p>
<p>(3) 職員宿舍の維持管理業務の外部委託について</p> <p>職員宿舍の維持管理業務については、それぞれの宿舍管理者により行われているが、緊急時の即応性や修繕技術等の専門性などが負担となっており、その省力化を図って効率的に業務を進めていく必要がある。</p> <p>については、職員宿舍と類似の形態である県営住宅が管理委託されている例なども参考として、職員宿舍の維持管理業務の外部委託について検討されたい。</p> <p>なお、委託業務の効率性を高めるためには、部局毎ではなく、県が設置する全ての職員宿舍の維持管理業務を包括的に外部委託することについても配慮されたい。</p>	<p>(3) 職員宿舍の維持管理業務の外部委託について</p> <p>(総務部管財課)</p> <p>内部管理事務について、これまで人事課を中心として所管課等からなるプロジェクトチームにより事務プロセスの見直しによる事務の簡素化、効率化等の検討がなされ、『内部管理事務改革基本計画』が策定された。</p> <p>その結果、職員宿舍の維持管理業務については、事務の効率化を図るため、</p> <p>①入居申請、届出等の事務処理を部局をまたいでオンライン化</p> <p>②入退居事務、日常の点検、修繕などの県内宿舍維持管理事務を一括外部委託していくこととなり、平成23年度から25年度の間で、条件が整い次第実施していく。</p> <p>(教育庁福利課)</p> <p>内部管理事務について、これまで人事課を中心として所管課等からなるプロジェクトチームにより事務プロセスの見直しによる事務の簡素化、効率化等の検討がなされ、『内部管理事務改革基本計画』が策定された。</p> <p>その結果、職員宿舍の維持管理業務については、事務の効率化を図るため、</p> <p>①入居申請、届出等の事務処理を部局をまたいでオンライン化</p> <p>②入退居事務、日常の点検、修繕などの県内宿舍維持管理事務を一括外部委託していくこととなり、平成23年度から25年度の間で、条件が整い次第実施されることとなった。教育庁においても可能な範囲で参画の方向で検討していきたい。</p> <p>(警察本部)</p> <p>内部管理事務について、これまで人事課を中心として所管課等からなるプロジェクトチームにより事務プロセスの見直しによる事務の簡素化、効率化等の検討がなされ、『内部管理事務改革基本計画』が策定された。</p> <p>その結果、職員宿舍の維持管理業務については、事務の効率化を図るため、</p> <p>①入居申請、届出等の事務処理を部局をまたいでオンラ</p>

	<p>イン化</p> <p>②入退居事務、日常の点検、修繕などの県内宿舍維持管理事務を一括外部委託していくこととなり、平成23年度から25年度の間で、条件が整い次第実施されることとなった。警察本部においても、可能な範囲で参画の方向で検討していきたい。</p> <p style="text-align: right;">(企業局総務課)</p> <p>内部管理事務について、これまで人事課を中心として所管課等からなるプロジェクトチームにより事務プロセスの見直しによる事務の簡素化、効率化等の検討がなされ、『内部管理事務改革基本計画』が策定された。</p> <p>その結果、職員宿舍の維持管理業務については、事務の効率化を図るため、</p> <p>①入居申請、届出等の事務処理を部局をまたいでオンライン化</p> <p>②入退居事務、日常の点検、修繕などの県内宿舍維持管理事務を一括外部委託していくこととなり、平成23年度から25年度の間で、条件が整い次第実施されることとなった。企業局においては、公営企業で会計が別であり、難しい面もあると考えられるが、可能な範囲で参画の方向で検討していきたい。</p> <p style="text-align: right;">(病院局)</p> <p>知事部局の内部管理事務について、これまで人事課を中心として所管課等からなるプロジェクトチームにより事務プロセスの見直しによる事務の簡素化、効率化等の検討がなされ、『内部管理事務改革基本計画』が策定された。</p> <p>その結果、職員宿舍の維持管理業務については、事務の効率化を図るため、</p> <p>①入居申請、届出等の事務処理を部局をまたいでオンライン化</p> <p>②入退居事務、日常の点検、修繕などの県内宿舍維持管理事務を一括外部委託していくこととなり、平成23年度から25年度の間で、条件が整い次第実施されることとなった。</p> <p>病院局においても可能な範囲で、参画の方向で検討していきたい。</p>
<p>(4) 職員宿舍の一体的な管理運営について</p> <p>職員宿舍に対する需要については、全体的には職員数の減少や通勤範囲の拡大により、低下してきて</p>	<p>(4) 職員宿舍の一体的な管理運営について</p> <p style="text-align: right;">(総務部管財課)</p> <p>宿舍の各部局間の相互利用については、平成17年度か</p>

いる。

一方、警察本部においては職員宿舎の需要の増加が見込まれ、部局間の相互利用の一層の推進が必要となっている。

また、前述したとおり、地区内における入退居の効率的な調整、用途廃止した宿舎の処分活用、維持管理業務の外部委託等の課題については、部局を越えた対応が必要である。

については、各部局の職員宿舎の担当課による常設の協議会の設置などにより、県が設置する職員宿舎の全てについて一体的に管理運営するシステムの構築に取り組まれない。

ら知事部局、警察及び教育庁の間で行っているところである。

今後も、管財課、警察本部会計課・厚生課及び教育庁福利課の各部局職員宿舎担当課で定期的に連絡会議を開催し、宿舎の相互利用などを協議して、部局を越えた宿舎の有効利用策を検討していくこととしている。

なお、県が設置する職員宿舎のすべてについて部局を越えて一体的に管理運営することは、以下の点で難しい面がある。

- ・ 県職員宿舎や教職員宿舎はそれぞれの勤務地（合庁、学校）近くに建てており、部局を越えた相互利用が難しい場合があること。
- ・ 警察職員は人事異動時期が早く、他部局職員に先行して入退去しなければならないことや、管内居住制限が行われていることなどにより他部局職員との入居調整が困難であること。

(教育庁福利課)

宿舎の各部局間の相互利用については、平成17年度から知事部局、警察及び教育庁の間で行っているところである。

今後も、管財課、警察本部会計課・厚生課及び教育庁福利課の各部局職員宿舎担当課で定期的に連絡会議を開催し、宿舎の相互利用などを協議して、部局を越えた宿舎の有効利用策を検討していくこととしている。

なお、県が設置する職員宿舎のすべてについて部局を越えて一体的に管理運営することは、以下の点で難しい面がある。

- ・ 県職員宿舎や教職員宿舎はそれぞれの勤務地（合庁、学校）近くに建てており、部局を越えた相互利用が難しい場合があること。
- ・ 警察職員は人事異動時期が早く、他部局職員に先行して入退去しなければならないことや、管内居住制限が行われていることなどにより他部局職員との入居調整が困難であること。

(警察本部)

宿舎の各部局間の相互利用については、平成17年度から知事部局、警察及び教育庁の間で行っているところである。

今後も、管財課、警察本部会計課・厚生課及び教育庁福利課の各部局職員宿舎担当課で定期的に連絡会議を開

催し、宿舍の相互利用などを協議して、部局を越えた宿舍の有効利用策を検討していくこととしている。

なお、県が設置する職員宿舍のすべてについて部局を越えて一体的に管理運営することは、以下の点で難しい面がある。

- ・ 県職員宿舍や教職員宿舍は警察署から離れた位置に建てられたものもあり、部局を越えた相互利用が難しい場合があること。

- ・ 警察は他部局より人事異動時期が早く、他部局職員に先行して入退去しなければならないことや、管内居住制限が行われていること

などにより他部局職員との入居調整が困難であること。

(企業局総務課)

現状においても部局間の相互利用があることや地域単位で宿舍をより有効に活用できるようになることから、関係部局間で一体的な管理を検討していきたい。

ただし、緊急時に於ける速やかな現場対応が求められる事など、管理事務所に近い宿舍に優先的に入居させる必要もあり、一体的な管理に馴染まない点もある。

(病院局)

現状においても他部局宿舍の利用があることや地域単位で宿舍をより有効に活用できるようになることから、関係部局間で一体的な管理を検討していきたい。

但し、医師宿舍については、医師の年度途中の採用等に対応するために空室を確保しておく必要があることなどから、一体的な管理には馴染まないと考える。